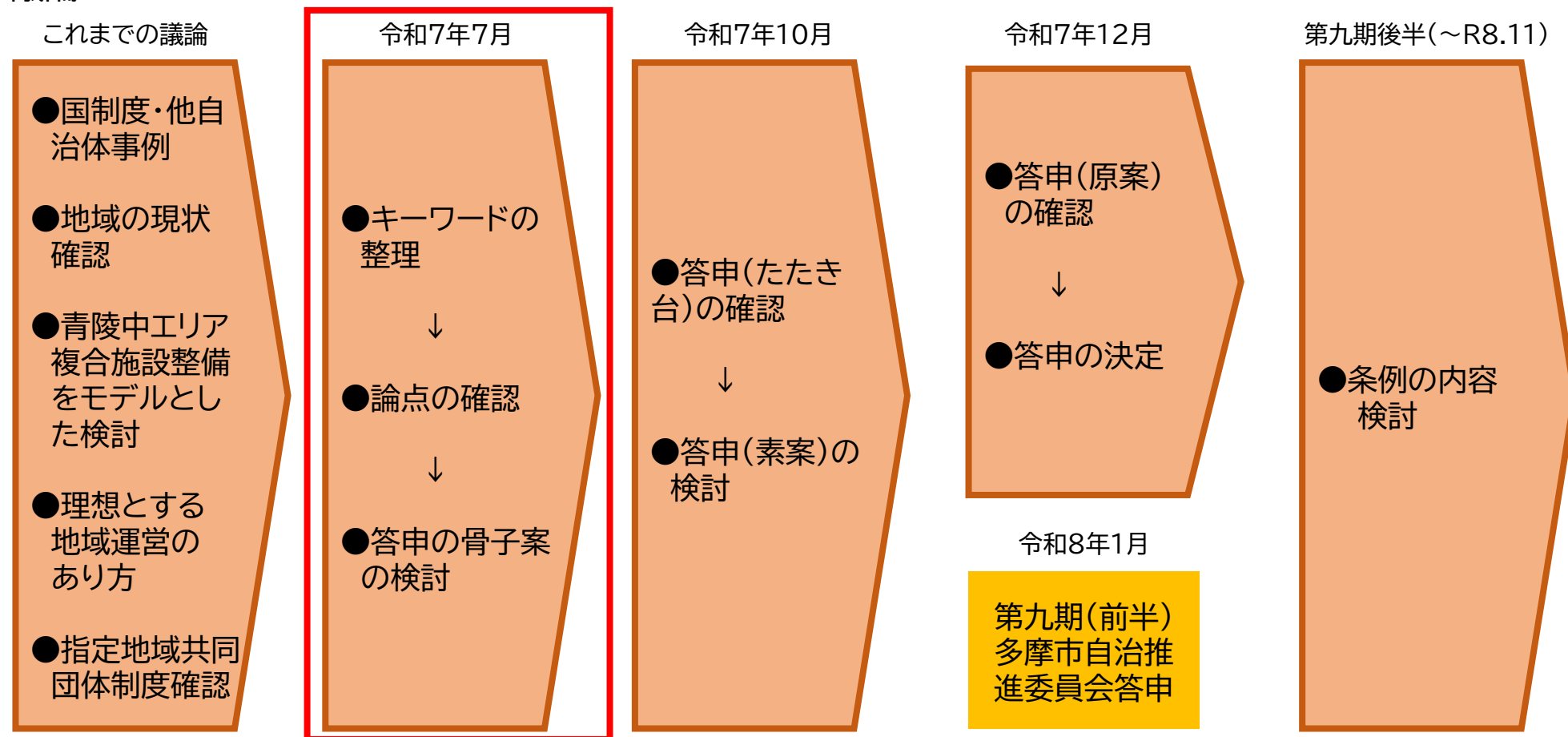


今後の地域運営に必要な多主体連携のあり方について

資料16

議論スケジュール



本日の議論

これまでの議論を「キーワード」でふり返し、答申の「論点」となる事項を整理する。
「論点」の内容をふまえ、答申の「骨子案」を検討する。

今後の地域運営に必要な多主体連携のあり方について

これまでの議論で出た【キーワード】の整理

- 地域の多様な主体間の連携、協力体制の構築は、市町村の義務（地方自治法260条の49）
- 多摩市らしさを活かしたしくみづくり
 - 環境整備(しくみ・しかけ)が必要 ⇒ 新制度(指定地域共同活動団体制度)を活用するか？
 - 多摩ニュータウン、コンパクトシティ、人材の宝庫 ⇒ 地域人材の候補はいるが、どう掘り起こすか
 - 現役世代が、兼業や副業によって、地域でスキルが発揮できるしくみづくり
- 10のことをする1人より、1つのことをする10人を（リーダーよりプレーヤーを）
- 関心層(4割)へのアプローチ→発掘→育成 ⇒ 地域で活動する人材へ(活動層1割→3割)
 - ニュータウン初期入居層は地域活動から引退 ⇒ 次の世代、その次の世代に交代しないと
 - 既存の制度は崩壊寸前（自治会、青少協、PTA、民生委員など）⇒ 分野ごとからエリアごとへ
 - 現役世代は忙しい ⇒ 「楽しい」「やってみたい」から始まらないと持続しない ⇔ 義務感
 - 関心層がつながり合う場づくり ⇒ エリア内でのゆるやかな関係性構築から始まる新たな活動
- 連携・協力の場・機会＝地域プラットフォーム(協議会型、多活動マッチング型)のあり方、すみ分け
 - 協議会型 ⇒ 「連携」向き(担い手同士を連携させる) ⇒ 組織化、契約の相手方になり得る
 - 多活動マッチング型 ⇒ 「包摂」向き(多様な人・団体の特性を相互に引き出す) ⇒ 人材発掘の場
 - プラットフォームの運営 ⇒ 中間支援機能を担う団体の役割が重要(アドバイザー・コンサル機能)
- 特定地域共同活動として指定する活動、生活サービスとの整理
 - 公の施設の指定管理(地域施設、公園、道路の管理運営)など、契約行為が伴うもの

今後の地域運営に必要な多主体連携のあり方について

【キーワード】の整理から【論点】へ

- 地域の多様な主体間の連携、協力体制の構築は、市町村の義務（地方自治法260条の49）
- 多摩市らしさを活かしたしくみづくり
 - 環境整備(しくみ・しかけ)が必要 ⇒ 新制度(指定地域共同活動団体制度)を活用するか？
 - 多摩ニュータウン、コンパクトシティ、人材の宝庫 ⇒ 地域人材の候補はいるが、どう掘り起こすか
 - 現役世代が、兼業や副業によって、地域でスキルが発揮できるしくみづくり
- 10のことをする1人より、1つのことをする10人を（リーダーよりプレーヤーを）
- 関心層(4割)へのアプローチ→発掘→育成 ⇒ 地域で活動する人材へ(活動層1割→3割)
 - ニュータウン初期入居層は地域活動から引退 ⇒ 次の世代、その次の世代に交代しないと
 - 既存の制度は崩壊寸前（自治会、青少協、PTA、民生委員など）⇒ 分野ごとからエリアごとへ
 - 現役世代は忙しい ⇒ 「楽しい」「やってみたい」から始まらないと持続しない ⇔ 義務感
 - 関心層がつながり合う場づくり ⇒ エリア内でのゆるやかな関係性構築から始まる新たな活動



論点1 多摩市らしさを活かした
地域の多様な主体の連携、協力体制の構築について

今後の地域運営に必要な多主体連携のあり方について

【キーワード】の整理から【論点】へ

- 連携・協力の場・機会＝地域プラットフォーム(協議会型、多活動マッチング型)のあり方、すみ分け
 - 協議会型 ⇒ 「連携」向き(担い手同士を連携させる) → 組織化、契約の相手方になり得る
 - 多活動マッチング型 ⇒ 「包摂」向き(多様な人・団体の特性を相互に引き出す) → 人材発掘の場
 - プラットフォームの運営 ⇒ 中間支援機能を担う団体の役割が重要(アドバイザー・コンサル機能)



論点2 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

- 特定地域共同活動として指定する活動、生活サービスとの整理
 - 公の施設の指定管理(地域施設、公園、道路の管理運営)など、契約行為が伴うもの



論点3 多摩市における 指定地域共同活動団体制度の活用について

論点1 多摩市らしさを活かした地域の多様な主体の連携、協力体制の構築について

論点1の骨子案

●背景

- 第33次地方制度調査会答申(公共私の連携、地域における共助のしくみを支える主体間の連携)
- 地方自治法改正(260条の49 市町村に、地域の多様な主体の連携、協力体制の構築の義務化)
- 新制度(指定地域共同活動団体制度)の創設、活用するかは市町村の判断、条例制定が必要

●課題

- 高齢化の進行、人口減少、ライフスタイル・働き方の多様化、地域課題の多様化・複合化、コロナ禍
- 地域コミュニティの希薄化、担い手・支え手不足、既存の制度が崩壊寸前、次世代の人材発掘・育成

●多摩市らしさとは

- 多摩ニュータウン、人口密度高い、コンパクトシティ、これまで多くの市民が参画・協働、関心層4割

●体制構築(環境整備、しくみ・しかけづくり)の考え方

- 「協創」の実現に向けた環境整備(しくみ・しかけづくり)は、今後も進める
- 地域を「支える」、地域を「つなぐ」、地域の中で「掘り起こす」の3つの視点
- 「関心層」を発掘して「活動層」へ育成、「リーダー」より「プレーヤー」を増やす、1人の負担感は低く
- 働きながら、子育てしながらでも継続できる活動、副業・兼業、「楽しい」「やってみたい」が起点
- 「関心層」がつながり合う場づくり、分野ごとからエリアごとのつながりへ、ゆるやかから組織化へ

論点1 多摩市らしさを活かした地域の多様な主体の連携、協力体制の構築について

2005年(国勢調査)

高齢化率 15.8%
人口 145,877人

支援が
必要な方



高
齢
化
進
行

2020年(国勢調査)

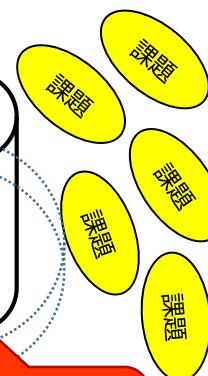
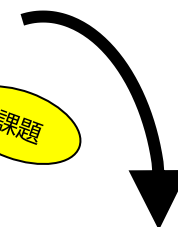
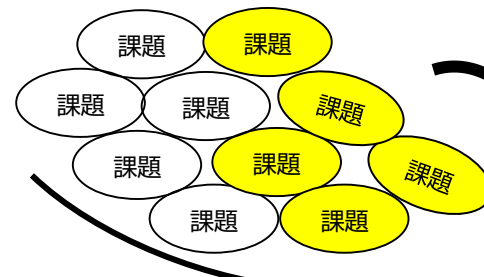
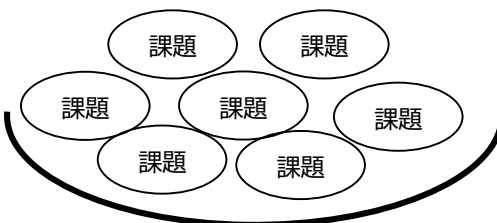
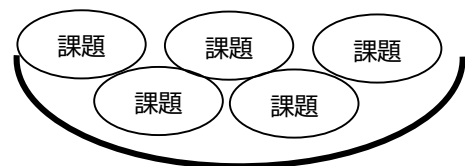
高齢化率 29.0%
人口 146,951人



人
口
減

2060年(社人研推計)

高齢化率 40.4%
人口 105,969人

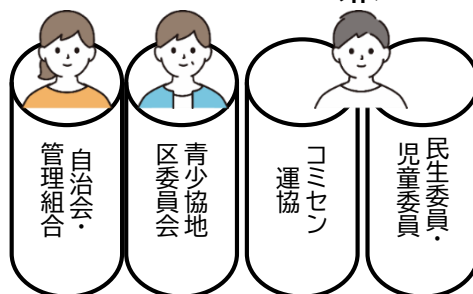


体制構築
が必要

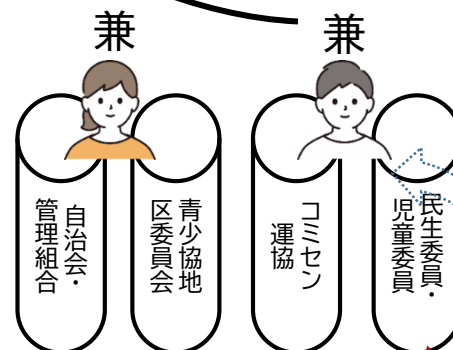
リーダー



引継ぐ



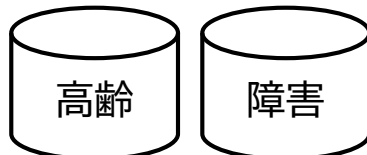
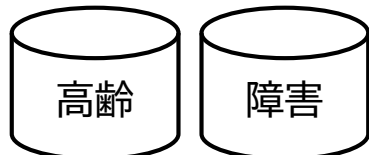
引継ぐ?



関心層



公的支援



論点2 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

論点2の骨子案

●地域プラットフォームの類型

- 地域でのプラットフォームづくりには、4つ(従来型、小規模多機能自治型、協議会型、多活動マッチング型)に分類される
- 多摩市らしさを活かすには、「協議会型」、「多活動マッチング型」のいずれか、または、併用か

●多活動マッチング型

- 「包摂」向き(多様な人・団体の特性を相互に引き出すのに向いている) →外向き
- 参加者の自主性に沿ったゆるやかなつながりの場、流動性高い、エリア外からの参加歓迎
- 「関心層」に向けて呼びかけ、地域WS(エリアミーティング)を開催し、参加者の興味・関心に沿った活動・プロジェクトの実践につなげ、これを市や中間支援団体による伴走支援で継続的な活動にしていくことで、「活動層」を増やしていくために、現在3エリアで活用中(今年度2エリア追加予定)

●協議会型

- 「連携」向き(どちらかと言えば限られた活動の担い手を連携させるのに向いている) ←内向き
- 既存の団体から選出された代表者などで構成されることが多い、規約をもつ組織体、流動性低い
- 公の施設の指定管理など、契約の相手方になり得る、組織運営をサポートする体制が必要か

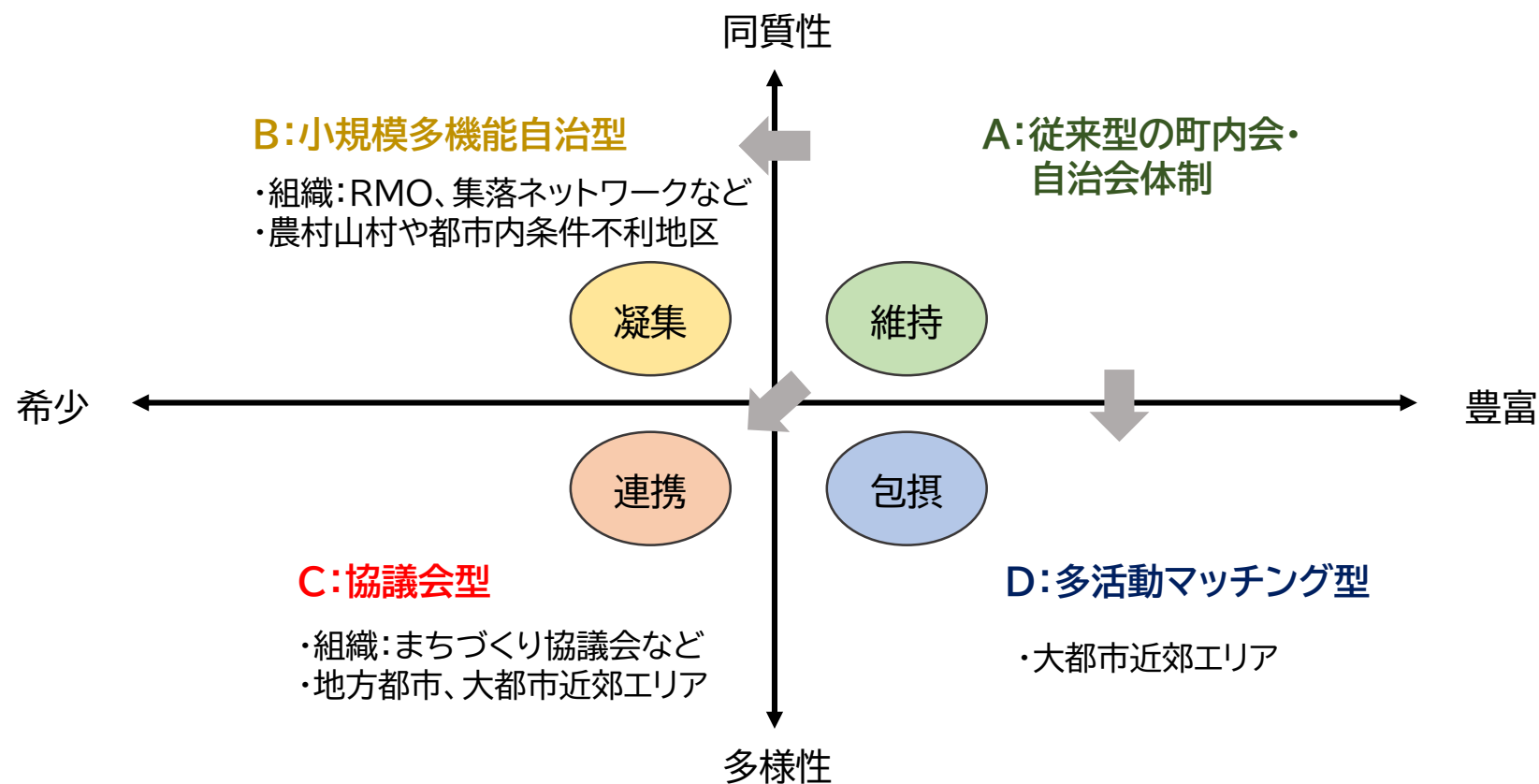
●多摩市版地域プラットフォーム

- 多活動マッチング型、協議会型それぞれの特性を活かして、併用して使い分けていく(二層)
- 協議会型プラットフォームを、将来的に「指定地域共同活動団体」に指定していくことを検討

論点2 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

参考にする考え方

プラットフォームづくりの類型



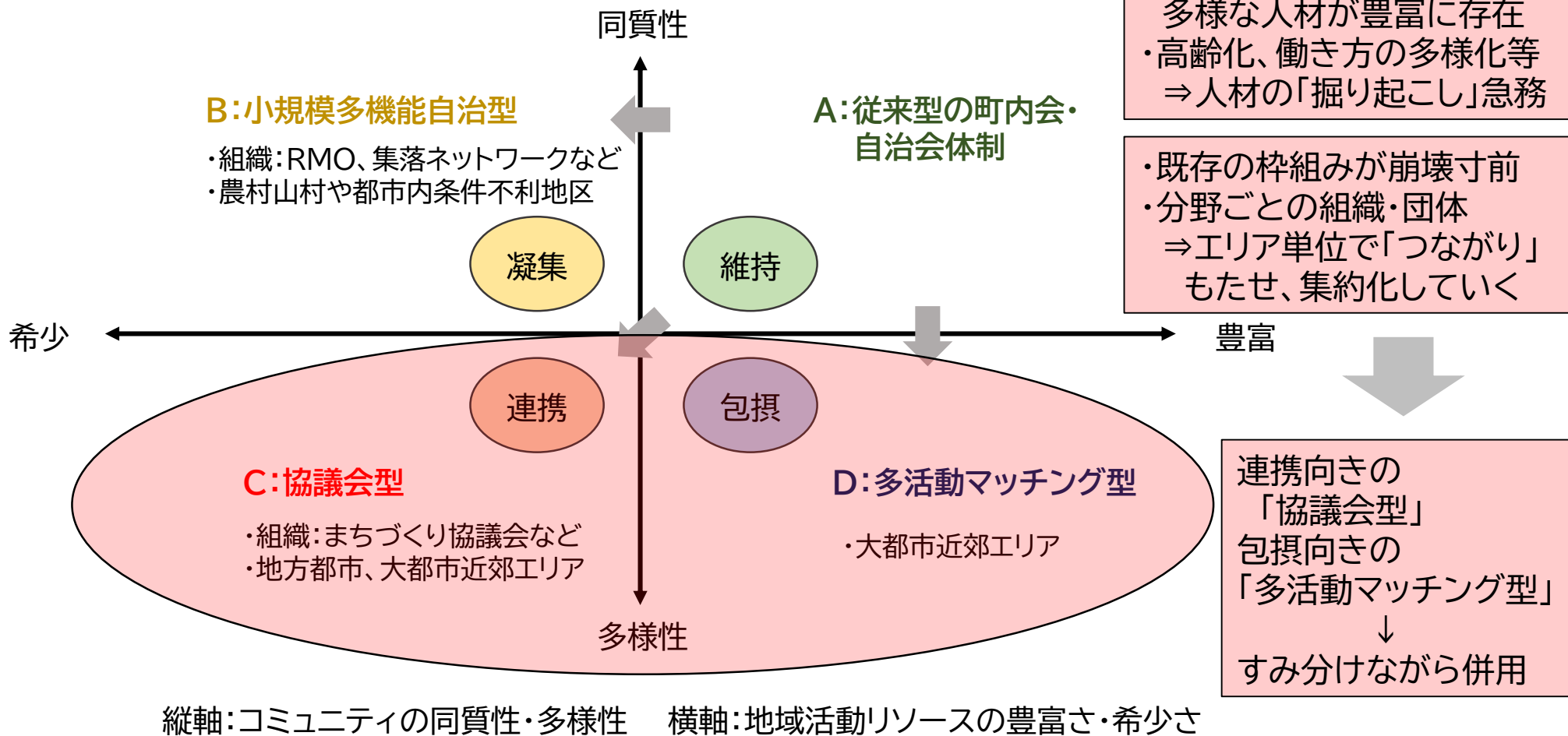
縦軸: コミュニティの同質性・多様性 横軸: 地域活動リソースの豊富さ・希少さ

※出典 大杉寛『コミュニティ自治の未来図』ぎょうせい、2021年、162頁

論点2 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

参考にする考え方

プラットフォームづくりの類型



論点2 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

【協議会型プラットフォーム】と【多活動マッチング型プラットフォーム】の比較

	協議会型	多活動 マッチング型	比較検討
信頼性、 責任の所在	○	△	指定管理者など契約行為に紐づくような取組みは、協議会型のような法人形態に近い組織体が必要となる。 多活動マッチング型の場合、活動ごとの関わりになるため、法や制度の中で信頼性が低く捉えられたり、上下関係による活動にならないため、責任の所在がわかりにくい面がある。
制度的支援 (効率性・権限)	○	△	行政の支援等において、集団としての信頼性、責任の所在に紐づく面として、一定の要件を満たす団体であることが支援要件として設けられる場合があり、多活動マッチング型では、支援を受けるための要件を満たすことができない場合も。
継続性	△	△	これまでの地域では、法や制度などに合わせる形で分野ごとの組織体が作られ、特定のテーマに関心がある者同士が継続的に議論、実践が行われてきた。ただ、持続可能であるか要検証。多活動マッチング型では、活動ごとの興味関心に基づいて活動が進められるため、必ずしも継続性が担保された形にはならないが、参画者が増える可能性がある。
個々人の想いの実現	△	○	多活動マッチング型では、個々人の「興味関心」が集結してその想いを共有した上でともに活動を起こしていけるが、協議会型では、組織目標が存在した上で、その目標に沿う範囲で個々人の想いを実現していくことや、組織目標との擦り合わせの過程で想いの実現レベルが調整される場合がある。
関わり度合いの自主性	△	○	協議会型では、組織の目標を達成するために、一定程度役割を強制的に付加されることがあるが、多活動マッチング型はあくまで個々人の興味関心に基づいて活動が起こされて行くため、関わり度合いを自主的に決めていける。
意思決定の迅速性	△	○	協議会型では、組織ごとの規約によって決議を取って意思決定をしていくため、決定まで時間を要するが、多活動マッチング型では組織を前提としていないため、活動ごとにつながった人同士で意思決定を迅速に行うことができる。

論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

論点3の骨子案

●二層の地域プラットフォームのすみ分け

- 多活動マッチング型 地域人材の発掘・育成に活用、エリアミーティング参加を通して「活動層」へ段階的にエリア拡大(3エリア→11エリア)、市と中間支援団体が伴走支援
- 協議会型 エリアごとの各分野の「活動層」が参加(自治会、青少協、民生委員、コミセン運協等)分野ごとに部会設置(地域福祉、コミュニティ、子ども、防災・防犯等)、既存組織は部会へ分野間の連絡調整、エリア内のニーズ調査、カルテ、将来ビジョンづくり、エリアの拠点の管理運営などを行う、中間支援団体が運営サポート
複合施設の再整備を予定している青陵中エリア(貝取・豊ヶ丘地区)で実験的に設置

●協議会型プラットフォームから「指定地域共同活動団体」へ

- エリア単位で設置した協議会型プラットフォームを将来的には「指定地域共同活動団体」に指定
- (仮称)貝取・豊ヶ丘地区エリア協議会(協議会型プラットフォーム)を設置し、エリア内の地域拠点づくりなどを通して、分野間の連携を図り、段階的に既存組織を解体し、協議会に集約していく
- 協議会としての運営が軌道に乗った時点で、「指定地域共同活動団体」として指定する

●条例の制定(特定地域共同活動の範囲、指定要件、支援内容等)

- 将来の「指定地域共同活動団体制度」の活用に備え、指定の要件等を規定する条例を制定する
- 特に、地域において住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(=特定地域共同活動)の範囲を定める必要がある
- 指定要件、支援内容を含めて、条例で規定する内容等については、第9期委員会後半で議論

論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

**支援
主体**

多摩市(協創推進室)
協創スタッフ・サポーター

中間支援機能を担う団体
合同会社 MichiLab

**地域拠点
・施設**

こぶし館、複合施設、八角堂、
市民活動交流センター など

**地域
資源**

貝取・豊ヶ丘商店街、貝取北商店街
小中学校、保育園、公園 など

**構成
主体**

JS、URなどの企業

NPOなど各種地域団体

福祉系
団体

子ども
系団体

コミュニティ
系団体

防災・防犯
系団体

新たな市民（関心層）

貝取・豊ヶ丘地区 エリアミーティング（多活動マッチング型プラットフォーム）

論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

**支援
主体**

多摩市(協創推進室)
協創スタッフ・サポーター

中間支援機能を担う団体
合同会社 MichiLab

社会福祉協議会
地域福祉コーディネーター

**地域拠点
・施設**

こぶし館、複合施設、八角堂、
市民活動交流センター など

**地域
資源**

貝取・豊ヶ丘商店街、貝取北商店街
小中学校、保育園、公園 など

新たな市民（関心層→活動層）

**構成
主体**

包括支援
センター

公共施設
指定管理者

JS、URなどの
企業

NPOなど各種
地域団体

サロン
団体

老人
クラブ

コミセン
運協

PTA

防犯協会

防災連絡
協議会

民生・児童
委員

自治会
管理組合

青少協

地域学校
協働本部

自主防災
組織

地域福祉部会

コミュニティ
部会

こども部会

地域防災・防犯
部会

貝取・豊ヶ丘地区 エリア協議会（連携型プラットフォーム）

論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

**支援
主体**

多摩市(協創推進室)
協創スタッフ・サポーター

中間支援機能を担う団体
合同会社 MichiLab

社会福祉協議会
地域福祉コーディネーター

**地域拠点
・施設**

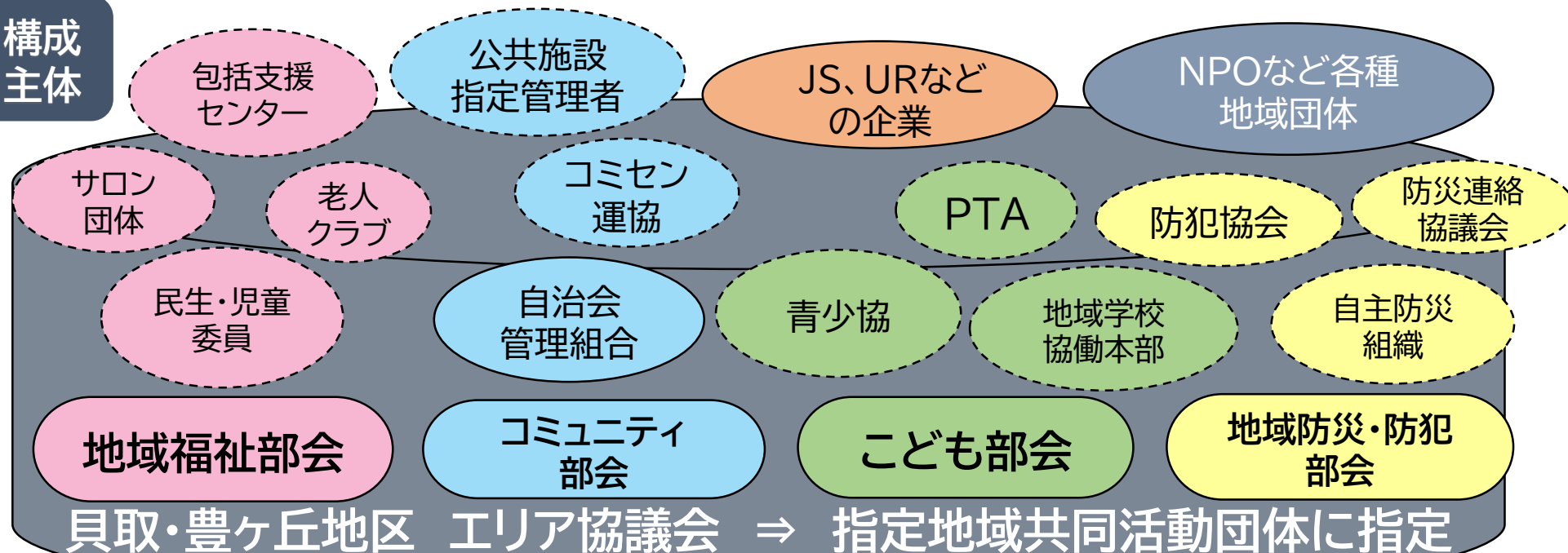
こぶし館、複合施設、八角堂、
市民活動交流センター など

**地域
資源**

貝取・豊ヶ丘商店街、貝取北商店街
小中学校、保育園、公園 など

新たな市民（関心層→活動層）

**構成
主体**



論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

エリア協議会(協議会型プラットフォーム)による地域施設の運営について

	全市的施設	地域的施設
施設	総合体育館 温水プール 公民館 パルテノン多摩 中央図書館 総合公園(多摩中央公園、一本杉公園など) 市民活動・交流センター 総合福祉センター	コミュニティセンター(貝取こぶし館) コミュニティ会館 地域複合施設(老人福祉館・地区市民ホール) 児童館 地域図書館 街区公園(貝取第5公園、豊ヶ丘第6公園など)

当該エリア内の**地域的施設の指定管理者**については、エリア協議会に所属するとともに、協議会が指定地域共同活動団体に指定されたのちには、当該施設を運営していくことを通して、地域ニーズの把握、必要なサービスの提供、活動の支援などを行うことを想定。

※ コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針「施設の管理運営の考え方」

管理（ハード部分）	運営（ソフト部分）
市が民間事業者への委託等により直接行う。	住民組織による運営協議会が指定管理者として職務を代行する。

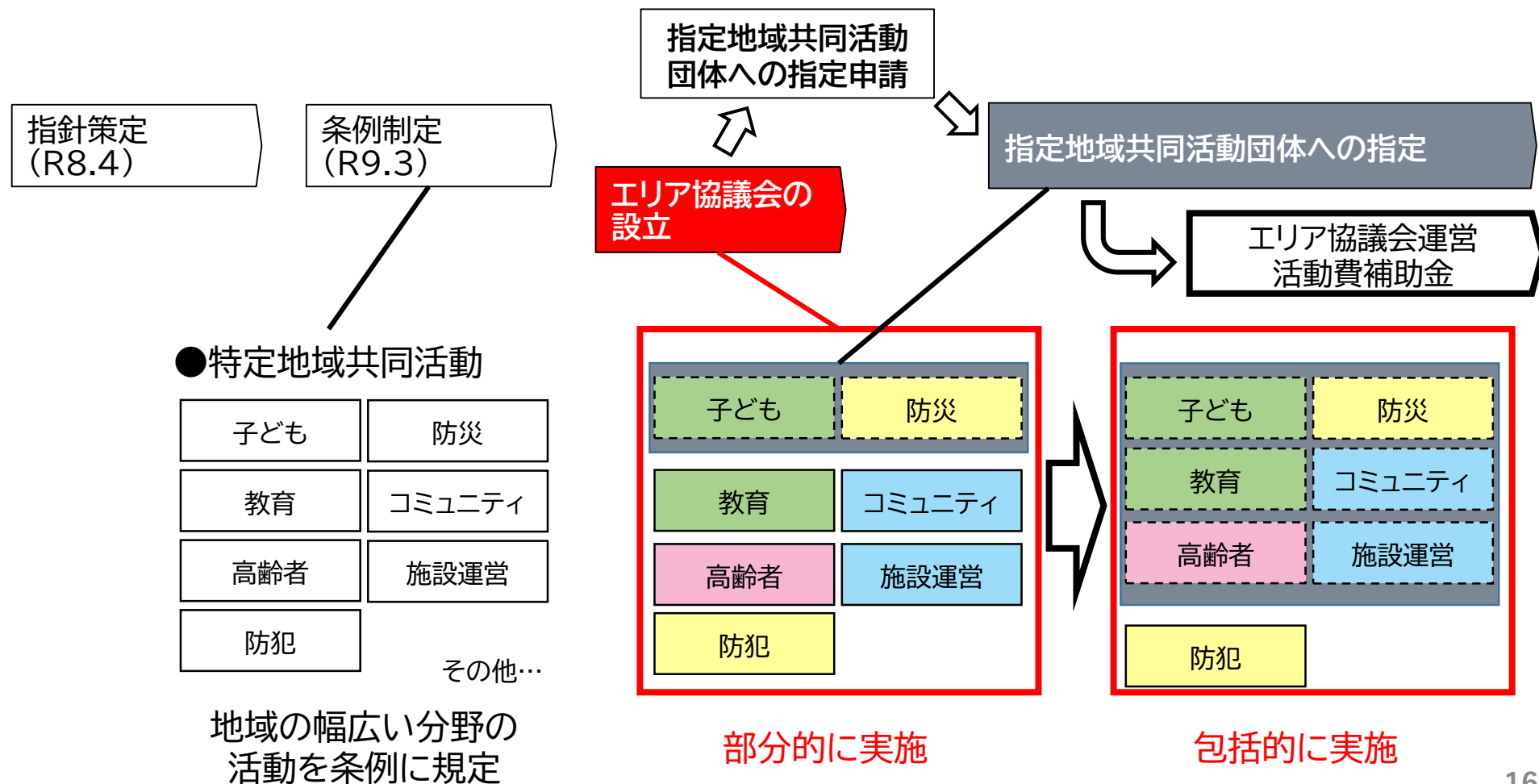
コミュニティセンターの運営では、**住民組織による運営協議会**が指定管理者として職務を代行することを原則としている。

論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

新制度導入にかかるロードマップ(案)



施設運営の担い手を発掘／活動実践を通して検証
／エリア協議会設立に向けた地域の体制づくり、既存組織の参画や既存組織のサポート

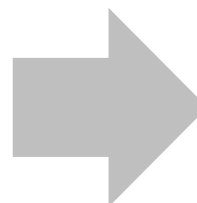


論点3 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

(参考) 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

「特定地域共同活動」

- ① 地域住民の生活支援に資する活動
- ② 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- ③ 地域住民の交流促進に資する活動
- ④ 地域住民の生涯学習に資する活動
- ⑤ 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- ⑥ 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- ⑦ 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- ⑧ 地域の防災又は減災に資する活動
- ⑨ 地域の防犯に資する活動
- ⑩ 地域の交通安全に資する活動
- ⑪ 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- ⑫ 地域の魅力の向上に資する活動
- ⑬ 地域課題等の把握に資する活動
- ⑭ 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- ⑮ 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動
- ⑯ その他市長が必要と認める活動



地域運営組織で
実際に行われている活動を
分類、整理したものを
特定地域共同活動に規定